

防人服（事）第8号
27.10.1

防人服（事）第54号
令和4年3月16日

最終改正 防人服（事）第183号
令和6年3月29日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
殿

事務次官
(公印省略)

防衛省本省における自衛隊員倫理法第6条第1項及び国家公務員
倫理法第6条第1項に規定する贈与等報告書の閲覧要領について
(通達)

標記について、自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号）第13条第2
項及び第3項並びに国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）第13条
第2項及び第3項の規定により、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

防衛省本省における自衛隊員倫理法第6条第1項及び国家公務員
倫理法第6条第1項に規定する贈与等報告書の閲覧要領

1 インターネットを利用した閲覧手続等

- (1) 贈与等報告書（以下「報告書」という。）の閲覧請求及び閲覧は、原則インターネットを利用して行うものとする。
- (2) 報告書の閲覧を希望する者（以下「閲覧者」という。）は、氏名、職業（又は勤務先）、住所、電話番号、電子メールアドレス、閲覧の目的、閲覧を希望する報告書の対象期間等を記載した電子メールを送信することにより、閲覧請求を行うものとする。
- (3) 報告書は、電子メールを利用して閲覧に供するものとする。

2 インターネットを利用した閲覧手続に係る留意事項

- (1) インターネットを利用した閲覧手続は、連絡可能な電話番号及び電子メールアドレスを持ち、PDFファイルの受信ができることを前提とする。
- (2) 閲覧情報の内容に不備が確認された場合は、閲覧請求の電子メールに記載された連絡先に照会を行った上で閲覧に供する。
- (3) 閲覧情報の目的外利用（事実を誤認させるような不当な編集、加工、流用、第三者への提供、改ざん等）をしてはならない。

3 インターネットを利用した閲覧手続により難しい場合の手続

(1) 閲覧場所

報告書の閲覧場所は、防衛省人事教育局サービス管理官が指定する場所とし、サービス管理官付サービス制度企画室倫理担当者を閲覧事務担当者とする。

(2) 閲覧日及び閲覧時間

報告書の閲覧日及び閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの間を除く。）の午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とし、受付締切時間を午後4時30分とする。

(3) 閲覧手続及び閲覧方法

ア 閲覧者は、閲覧事務担当者に閲覧を申し出るものとする。

イ 閲覧者は、別記様式の贈与等報告書閲覧者記録票に必要事項を記入した後、閲覧事務担当者から報告書を受け取り閲覧し、閲覧終了後は、報告

書を閲覧事務担当者に返却するものとする。

ウ 閲覧に際しては、防衛省人事教育局サービス管理官の職員が立ち会うものとする。

(4) 報告書の持ち出し禁止

閲覧者は、報告書を閲覧場所以外に持ち出してはならない。

(5) 報告書の取扱い上の注意

閲覧者は、報告書を丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

(6) その他遵守事項

閲覧者は、前各号に定めるもののほか、防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則（平成12年防衛庁訓令第38号）に基づき定められた事項を遵守しなければならない。

4 閲覧の中止

防衛大臣は、本要領に違反する閲覧者に対し、閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

贈与等報告書閲覧者記録票

閲覧年月日		年	月	日	
閲覧者	氏名				
	職業（又は勤務先）				
	住所				
	電話番号				
	E-mail				
閲覧を希望する 贈与等報告書	期間：	年	月から	年	月分

注：1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 閲覧を希望する贈与等報告書欄中、期間については、自衛隊員倫理法第6条第1項又は国家公務員倫理法第6条第1項に規定する四半期に応じて記入する。